

岩美町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年6月10日(水) 午前9時30分～午前10時50分

2. 開催場所 岩美町役場 ミーティング室

3. 出席委員

●農業委員13人

会	長	山	本	淳(14番)
委	員	1番	米村進司	
		2番	上田陽一	
		3番	中島俊治	
		4番	濱崎智熙	
		5番	向山美智子	
		6番	向家仁	
		7番	福石幸生	
		8番	藪内孝博	
		9番	北村凱男	
		11番	寺尾孝則	
		12番	山本一美	
		13番	飯野幸義	

●農地利用最適化推進委員6人

15番	藪田俊博
16番	大森正良
17番	河本俊一郎
18番	小谷幸次
19番	横田光男
20番	宮本裕澄

4. 欠席委員(1人)

10番	上根慶万
-----	------

5. 議事日程

日程第1 開会

日程第2 会長あいさつ

日程第3 議事録署名委員の決定

7番	福石幸生
----	------

8番	藪内孝博
----	------

日程第4 報告事項

①前総会(5月11日)のてんまつ

日程第5 議事

①議案第1号 農地法の適用を受けない土地の認定について

②議案第2号 令和2年度農用地利用集積計画第3号について

- ③議案第3号 令和2年度農用地利用配分計画第3号について
- ④議案第4号 農業委員会活動の点検・評価及び活動計画の決定について

日程第6 その他

- ①緑の羽根募金について
- ②地籍調査事業に伴う地目変更について
- ③岩美町農業委員会（平成29年7月～令和2年7月）総会等における主な検討、決議事項と次期農業委員会への引継事項について
- ④次期（R2. 7. 20～R5. 7. 19）岩美町農業委員会の体制に向けたスケジュール（案）について

6. 農業委員会事務局職員

局長 補佐	前 田 悟 史
主 任	西 川 恵

事務局	ただいまから令和2年度第3回総会を開催いたします。 総会の成立についてでございますけれども、本日の出席委員は14名中13名で、岩美町農業委員会会議規則第6条による定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告いたします。 10番の上根委員からは欠席する旨、ご連絡いただきましたので、ご報告いたします。
事務局	それでは、会長のほうから挨拶をお願いいたします。
会 長	皆さん、おはようございます。 今年度の総会は3回目ですけれども、我々の今任期の最後の1つ前の委員会となりました。あと1回残すのみとなっておりますけれども、今回の議題にもありますように令和元年度の実績、我々の活動をやったその実績の評価について協議をいただくようになっておりますが、今年度の、2年度の計画についてもお話し合いをしていただくようにしておりますので、よろしくお願いをいたします。 時節柄、コロナの話題でいっぱいですけど、マスクをしておらんといけんような状態であります。熱中症にも十分気をつけてくれるようにというふうな報道もなされております。農作業においても、これから熱中症対策に十分注意していただきますようお願いいたします。 農作業のほうも順調に今、天候にも恵まれて順調に推移しているように見受けておりますけれども、早い時期での作業が終われるように願っております。
議 長	それでは、議事のほうに入らせていただきます。 議事録署名委員ですけれども、岩美町農業委員会規則第13条2項の規定による議事録署名委員は議長が指名させていただくことで異議ございませんでしょうか。 (異議なし)
議 長	異議なしということで同意いただきましたので、私のほうから指名させていただきます。 7番の福石委員さん、8番の藪内委員さんにお願ひしますので、よろしくお願ひします。

議 長	それでは、報告事項に入らせていただきます。 4 番の報告事項、事務局のほう、よろしくお願いします。
事務局	前総会（5 月 1 1 日）のてんまつということで、資料のほうは 3 ページになります。 まず、1 8 条第 6 項ということで 8 件 1 1 筆の合意解約による賃貸借契約の解約通知を受理した件を報告させていただきました。 それから、2 つ目は非農地証明ということで浦富地内の 2 件 3 筆の土地についての非農地証明申請についてお諮りしまして、承認していただきました。こちらについては、5 月 1 2 日付で非農地証明を申請者に送付しております。 それから、3 つ目ですけれども、5 条、2 件 2 筆ということで、1 件目は岩本地内の畑に関する一般住宅建築を目的とした転用についてお諮りしました。 こちらについて承認いただきましたので、許可相当ということで 5 月 2 2 日付で県のほうへ進達しております。これは 5 月 2 8 日付で県の許可がおりまして、6 月 1 日に許可指令書を受領しましたので、6 月 1 日付で譲渡人、譲り受け人それぞれに許可書を送付しております。 それから、5 条の 2 件目ですけれども、こちらは浦富地内の田に関する駐車場の整備を目的とした転用についてお諮りしたところです。 こちらについては、2 つの条件を付すことで承認いただきました。こちらについて、今回、改めて現場を確認してまいりましたので、そちらもあわせてご報告いたしたいと思います。 こちらのほうは資料 1 の 1 ページ、別添で 1 枚物をつけております。カラー刷りのものです。 こちらをごらんいただきたいんですけども、2 つの条件をつけて進達ということで承認いただいたんですが、1 つ目の条件でありました東側農地への農業用機械の出入りに支障がないような対策を行うことという条件を設定しましたが、こちらについては資料 1 の 1 ページですが、東側農地との間には植栽がありまして、進入口はございませんでした。それから、東側農地には赤い矢印②のほうの進入口を通して出入りするため、農業用機械の出入りに支障はないというような形でございました。 2 ページのほうには、東側農地と申請地の進入口の写真を添付しております。申請地のほうには支障はないというふうなことでございました。 それから、2 つ目の条件で、東側農地への被害防除対策として、この農地内に排水路を設けるなどの東側農地に排水が流入しないような対策を行

うことという条件をつけましたが、こちらのほうは資料3、4ページですが、業者のほうに確認をしまして、農地と接する東側と、北側にも農地がございまして、こちらのほうに隣接農地から1メートル控えて盛り土を土羽打ちして排水、雨水を自然浸透、また南側の水路がありますが、こちらのほうに流すような形で盛り土等をするということで、隣の農地に被害が及ばないような対策を行うということでした。

こちらについては、将来的にはL型擁壁を設置しまして、隣の農地に雨水、排水等が流入をしないように防ぐというようなことでもございました。今回については盛り土をして、1メートル控えて盛り土をするというようなところで対策をしていきたいということでした。

ここで2つの条件が満たされましたので、県のほうへは条件を付さず6月3日進達しております。こちらについては、まだ知事許可等は出ておりませんが、今後出てくる予定になっております。

こちらの浦富の地内については、農用地区域でございまして、そちらのほうの許可が県のほうから出て、その後に農地の転用が可能になるということですので、こちらが今、公告が終わりまして、県と本協議をしているような状況でして、そちらができましたら5条のこちらの転用のほうも許可がおりるといような形になります。もう少し時間がかかるかと思います。

それから、4つ目ですけども、農用地利用集積計画第2号ということで9件18筆の申し出についてお諮りしまして、決定いただきましたので、5月12日付で町のほうが農用地利用集積計画を公告しております。

それから、5つ目ですが、農用地利用配分計画第2号ということで、町から意見を求められました農地中間管理事業に係る15件44筆についてお諮りしました。計画について特に意見はございませんでしたので、意見なしという形で5月12日付で町のほうに回答しています。

報告は以上となります。

議 長

報告が終わりました。

質疑を受けたいと思いますが、質疑がありましたら挙手をお願いします。

ありませんか。

(質問、意見なし)

議 長

では、ないようですので、議事のほうへ入らせていただきます。

議 長	議案第 1 号「農地法の適用を受けない土地の認定について」、事務局の説明をお願いします。
事務局	今回 1 件 2 筆の非農地証明申請書が提出され、受理しております。議案の番号は 1 番、2 番となっておりますが、1 番の申請地、2 番の申請地は隣接しておりまして、1 番の申請地については大字岩井****、面積は 4 8 平米。2 番の申請地は大字岩井****、面積は 6 8 8 平米。2 筆とも地目は田となっておりますが、現況は宅地となっております。申請者は、岩井の* ****さんです。 こちらは資料 2 をごらんください。 1 ページ目のほうに申請地の位置図をつけております。赤くなっているところが申請地、その隣の敷地が****さんのご自宅で、ここのご自宅が** ***に玄関あたりがかかっているというような状況です。 2 ページ目のほうには、現地の写真ということで、1 番の写真でも**** には玄関あたりがかかっているというような形です。それから、2 番の写真です。こちらが 8 5 0 番 1 のほうで、こちらには物置が建築されておりますが、こちらはお宅のほうも物置のほうも昭和 5 5 年、6 1 年、昭和の時代に建築されて、現在まで宅地として利用されているとのことで、現状は宅地となっております。証明のほうは中島委員さんにいただいております。 説明は以上です。
議 長	説明が終わりました。 質疑を受けたいと思います。質疑のある方は挙手をお願いします。 (質問、意見なし)
議 長	それでは、ないようですので、採決のほうへ移らせていただきます。 第 1 号議案「農地法の適用を受けない土地の認定について」、賛成の方の挙手をお願いします。 (全員挙手)
議 長	ありがとうございました。全員賛成です。
議 長	それでは、議案第 2 号「令和 2 年度農用地利用集積計画第 3 号について」、説明をお願いします。

事務局	今回、利用権設定 6 件の決定を求められております。 7 ページのほうに利用権設定の申出書をつけておりますけども、上から 2 件が相対、それから残り 4 件が機構への貸付分となっております。 それから、8 ページには相対のほうの各筆の明細をつけています。こちらは全て賃借権によるもので、2 件 3 筆、3, 5 9 2 平米となっております。 それから、次の 9 ページですけど、こちらは機構分の各筆明細となっております。中間管理事業が期間満了となったものであったり、あるいは自作地だったもので、このたび中間管理事業へ貸し出されたものというふうになっております。全て賃借権によるもので、4 件 6 筆、8, 0 2 1 平米となっております。 今回の案件について審査しましたところ、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条 3 項の要件に該当するものであり、適当であると考えております。 説明は以上となります。よろしくお願いします。
議 長	説明が終わりました。 質疑を求めたいと思います。 よろしいでしょうか。 (質問、意見なし)
議 長	それでは、ないようですので、採決のほうに入らせていただきます。 議案第 2 号「令和 2 年度農用地利用集積計画第 3 号について」、承認賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議 長	ありがとうございました。全員賛成ということでございますので、承認させていただきます。
議 長	それでは、続きまして議案第 3 号「令和 2 年度農用地利用配分計画第 3 号について」、事務局の説明をお願いします。
事務局	1 1 ページのほうに、このたびの配分計画の各筆明細を載せております。8 件 1 8 筆、2 万 2, 9 9 8 平米について意見を求められております。

次のページ、12ページから15ページまで、このたび配分される筆と配分予定者を色分けした地図をつけておりますので、あわせてごらんください。

以上となります。よろしくお願いします。

議 長

それでは、審議のほうに入らせていただきます。

*****の配分計画。

(寺尾委員退席)

議 長

整理番号1番の*****の配分計画についてご意見ございませんでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長

それでは、賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成です。

(北村委員退席、寺尾委員着席)

議 長

2番の*****の配分計画についてご意見を求めます。

ありませんか。

(質問、意見なし)

議 長

では、ないようですので、賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成ということで承認されました。

では、*****さん。

(福石委員退席、北村委員着席)

議 長

3番、*****さんの配分計画についてご意見を求めます。

ありませんか。

(質問、意見なし)

議 長

ないようですので、採決に入らせていただきます。
3 番の*****の配分計画に賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成で承認されました。

(薮内委員退席、福石委員着席)

議 長

5 番、*****さんの配分計画について質疑を求めます。

(質問、意見なし)

議 長

ないようですので、採決のほうに入らせていただきます。
5 番、*****さんの配分計画に賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成でございました。

(薮内委員着席)

議 長

それでは、4 番、*****、6 番、*****さん、それから 7 番の*****さん、
それから 8 番の*****さんの配分計画についてご意見を求めます。
よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長

ないようですので、採決のほうに入らせていただきます。
4 番、*****、それから 6 番、*****さん、7 番、*****さん、8 番、*****
*さんの配分計画に賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成で承認されました。

議 長

それでは、議案第４号「農業委員会活動の点検・評価及び活動計画の決定について」を議題といたします。説明をお願いします。

事務局

資料３をごらんいただきたいと思います。

令和元年度の目標の達成に向けた活動の点検・評価というのをつけております。これにつきましては、農業委員会等に関する法律の第３７条の規定がありまして、農業委員会の最適化業務の推進状況を毎年度公表しなければならないという規定がございます。そういった中で、最適化業務の活動についての点検・評価、それから後に出てきますけども、令和２年度の活動計画につきまして決定をいただきたいと思いますというものでございます。

これにつきましては、皆様のご了解をいただきましたら、県のほうに報告するとともに町のほうのホームページでの公表をしたいと考えております。

まず、１ページの１番、農業委員会の状況ということで、こちらの表の中にいろいろ数値が入っております。耕地面積といいますのは、これは国の耕地面積調査による数値でございまして、これが８６６ヘクタールというのが現在の岩美町の耕地面積ということでございます。

その下の経営耕地面積は、これは農林業センサスの２０１５年度版が今、最新ですので、その数値でございます。

それから、遊休農地面積でございますけども、これは令和元年度にまさに利用状況調査を行っていただきましたけども、その結果のＡ判定農地の面積でございます。それが２９．９ヘクタールということでございまして、これにつきましては本日お配りしております資料の上のほうにＡ分類集計表というのをあわせてごらんいただきたいと思いますけども、このＡ分類集計表というのが令和元年度の利用状況調査の結果の表でございまして、太い枠で囲ってあるのが元年度の数値ということで、２９万８，６７０平米ということで２９．９ヘクタール程度が令和元年度のＡ判定農地ということでございます。前年値が一番上のほうにありまして、３４万４，６６０平米というのが前年のＡ判定農地でございましたので、大体４．７ヘクタール程度Ａ判定農地が少なくなっているというのが調査結果でございます。それをこの表のほうに落とし込んだということでございます。

それから次に、農地台帳面積というのは、これは町のほうで管理しております農地台帳に載っている農地の面積ということでございます。それが１，０３６ヘクタールということでございます。

その下の農家戸数等は、これは全て農林業センサスに基づいて記入しているものでございます。それから、右のほうの認定農業者の数等ですけども、認定農業者は１８、それから認定新規就農者が１、これは*****さんが

該当します。

それから、農業参入法人ということで、3の内訳は町の*****、それから*****、それから*****、これが該当します。

次は集落営農経営は、*****、*****、*****、*****、*****というものが該当しますということで5という数字を上げさせていただいております。

次の農業委員会の現在の体制は、そこに書いてあるとおりでございます。

はぐっていただきまして、2ページをごらんいただきたいと思います。

これは、担い手への農地の利用集積・集約化の状況ということでございまして、昨年の3月末時点での数字が、集積面積が296ヘクタール、集積率が34.1%ということでございましたけども、令和元年度の実績が、まず集積目標を9ヘクタール増加するということで305ヘクタールという集積目標を設定しておりましたけども、それに対しての実績が316ヘクタールということで、前年度より21ヘクタール増ということになっておりまして、達成状況としては103.6%ということになっております。

目標の達成に向けた活動としまして、中間管理機構を利用した農地集積の制度について説明等を随時していきまして、それが大分浸透したのではないかなというふうに考えております。それから、令和元年10月に町内7地区で農用地利用集積検討会というのを行って、農地の利用調整を行ったということで、そういったことがこういった集積に結びついたのではないかと考えております。

続きまして、3ページをごらんいただきたいと思います。

これは、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進ということで、結果的には新しく参入した経営体はなかったということでございます。

結果的には新しい新規参入者は確保できなかったということですけど、時々町の農林系のほうにも農業をしたいというような相談を幾らか受けております。今後そういった方が新たに新規参入者として上がってくるんじゃないかなと期待している状況でございます。

次に、4ページをごらんいただきたいと思います。

今度は遊休農地に関する評価ということでございます。

前年度、31年3月時点で遊休農地面積が34.6ヘクタール、農地面積に対して3.8%の割合でございましたけども、令和元年度の実績としましては、先ほど説明しましたけども、4.7ヘクタールがA判定農地が減少したということでございまして、目標を3ヘクタールという解消面積の目標にしておりましたので、達成状況としては156.7%の達成状況になったということでございます。

活動実績として、昨年度も皆さんにご協力いただきまして利用状況調査を行っております。その後、利用意向調査というものを301筆、13.

6ヘクタールの利用意向調査というものを行ったということでございます。

数値的には減っているんですけども、この減った要因というのを詳しく分析してないので、実際今まで荒れていた農地がそれだけ復元したのかどうかというのはちょっと疑問が残るところなんですけども、当然A判定農地からB判定農地になってもこの減少面積の一部になりますので、それは別の資料のA分類集計表のほうに出てきますけども、B分類農地への移動というのも今、遊休農地の減少になっているということになります。

ですけど、実際そんなに現場で荒れていた農地が復元したかといえ、そのようにはちょっと感じられないかなと思っております。新たに発生した遊休農地もありますので、やっぱり今後も利用状況調査、農地パトロール等していただいて、遊休農地の解消に向けて頑張っていかなきゃいけないかなと考えております。

続きまして、5ページは違反転用のことなんですけど、違反転用はないということで、皆さんに日ごろから農地パトロール等していただいていると思いますので、それがこういったゼロということに結びついているんじゃないかなと考えております。

続きまして、6ページでございますけど、これはまず農地法3条に基づく許可ということで、昨年の実績ということで3条の許可は10件あったと。それから、転用に関する案件が昨年度11件だったということでございます。

続きまして、7ページでございますけども、一番上の農地所有適格法人からの報告の対応ということで、今現在、農地所有適格法人が6法人あります。その中で、実際報告書の提出をした所有適格法人も6法人ということでございます。

それから、次の情報の提供等ということで、賃借料情報の調査・提供ということで、調査対象賃貸借件数が295件ということで、これは2月の総会で皆さんに決定いただいたもののもとになった調査対象件数ということで、それが295件ということでございます。

それから、農地の権利移動等の状況把握の中の権利移動等件数の2,420件、これは昨年度の3条、4条、5条、それから利用集積計画、利用配分計画、そういったもので農地の権利移動等が行われたものの件数でございます。

それから、農地台帳の整備の中の整備対象農地面積というのが、農地台帳に載っている農地の面積が1,036ヘクタールということでございます。

次の8ページをごらんいただきたいと思います。

事務の実施状況の公表ということで、総会の議事録の公表は今ホームページ上で議事録の公表は行っております。

それから、2番の農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出ということで、これは昨年度、町長のほうに意見書を提出したということで1件ということで上げさせていただいております。

それから最後に、この計画の点検・評価ということで、これについては先ほど申し上げましたけども、ホームページのほうに公表もしている。これについては、これから公表しますということでございます。

以上が令和元年度の点検・評価というものでございます。

長くなって申しわけないですけど、9ページ以降は令和2年度の目標及び活動計画ということで記載しております。

9ページのほうは、令和元年度の方で説明したとおりでございます。ほぼそのままを載せております。

次に、10ページでございますけども、担い手への農地集積の目標でございます。これまでの集積面積というのが316ヘクタールということで、令和2年度についてはこれを9ヘクタール、昨年と同じ目標でございますけども、9ヘクタール程度の増ということで集積面積の目標を325ヘクタールということにさせていただいてはどうかということでございます。

それから、次の新規参入者の促進ということで、これも本年度の計画としては、1経営体の新規参入を目標としまして、目標面積は1ヘクタールということで、これも去年と同じことを書いておりますけども、そういうような目標にさせていただきたいというふうに考えております。

A分類集計表のほうの資料をはぐっていただいて、その後に平成30年3月に農地利用の最適化の推進に関する指針というものを作成しております。これが最適化業務の推進の岩美町農業委員会での指針と、方向性ということで作成しているもので、基本的にはこの指針の目標を達成するように活動していくというのが筋になっております。

そういった中で、2番の担い手への農地利用集積についての集積目標の中で、令和2年3月の目標値が358ヘクタールということになっております。目標年の令和6年3月は448ヘクタールという目標を設定しております。この指針での目標を考えますと、今現在、この目標を達成できていないという状況にあるということでございますので、今後一層集積というものを、この指針の目標にとられることはないかもしれませんが、今後この目標に向けて努力をしていく必要があるかなと考えております。

あわせて、3ページのほうには新規参入の促進の目標も設定しております。そこへも令和2年3月の新規参入の目標として3経営体、新規参入者の取得面積が3ヘクタールという目標の設定をしておりますけども、結局29年4月以降の中で新たに加わった経営体というのは*****の1経営体ぐらいかなというふうに考えておりまして、そういった新規参入の目標は

このような設定をしてあるんだということをまた頭に入れといていただけたらなと考えております。

もとの資料3の資料のほうに戻っていただきたいと思いますが、11ページをごらんいただきたいと思いますが。

今度は遊休農地に関する目標ということで、まず現在、管内の農地面積は895.9ヘクタールとなっております、これは国のほうの耕地面積調査の866ヘクタールの面積に遊休農地面積の29.9ヘクタールを足したものが管内の農地面積というのになります。それに対して、昨年度、令和元年度の実績として遊休農地が29.9ヘクタール、割合が3.3%というふうになっております。

令和2年度の活動計画、目標としましても、遊休農地の解消面積を3ヘクタールということに設定させていただいたらどうかということでございます。

この遊休農地の面積につきましても、先ほど指針の1ページのほうに一応目標というものは設定してあります。1ページの下のほうに表がありますが、令和2年3月の目標としては21.8ヘクタールという目標を設定しております。結局、現状値として29年3月時点の遊休農地面積が25.8ヘクタールということでございましたので、現在の状況としては29年より増えている状況にあります。そういった中で、今後、遊休農地の削減というのを本当にしていく必要があると考えております。なかなかこの目標どおりにいかないとは思いますが、目標に向けて努力をしていく必要があるかなと考えております。

最後、もとの資料で11ページの下の違反転用については、引き続き違反転用が出ないように皆さんのほうでパトロール等、協力をお願いしたいなというふうに考えております。

長くなって申しわけないですが、令和元年度の点検、評価と、令和2年度の計画につきまして説明のほうを終わります。

議長

何か疑問があったり、それから要望、質問等ございましたらお願いします。

4番

平成31年の5月から令和元年ってなって、それが利用集積とかに平成36年とかいろいろ載ってますので、そこら辺のところを令和に直していただけたらと思います。

事務局

直します。

12番

農地を苗床としているのはやっぱりそれはだめだよというのか。

議 長	転用に当たるかどうかという話ですね。
事務局	苗床にするのは1時的な利用ですよ。年中使うわけじゃないですよ。別に構わないと思います。
20番	担い手への利用集積の面積ですけども、担い手の定義というか、法人とか認定農業者以外の方の面積は入ってないんですか。
事務局	どの面積を集積面積として捉えたかということになりますけども、ここで言う担い手といいますのは、基本的には認定農業者、認定新規就農者、基本構想の水準到達者、これは結局認定農業者が経営改善計画を立ててその目標を達成したものというふうに考えてもらったらいいと思います。認定農業者ではないけれども、それなりの所得目標を達成している人になります。
6番	きょうの集積目標、いろんな面における目標とかをつくってありますね。例えば目標とかにあります。遊休農地の解消の目標とかって立ててあるわな。そういうものの話し合いってというのは我々の仕事じゃないわけですか。遊休農地を少しでも少なくするためにどうしようってことはどこで話をされたのかなと思ったりして。 立てた目標に対して、どうするかちゅう話をやっぱり農業委員の中で話したっていうのはあったことがあるのかなと思って。
事務局	遊休農地の解消の計画は立っているけども、実際それに対しての農業委員会として何かしら具体的に活動をするなり、そういった話をしてないんじゃないかっていうことですか。
6番	してないんじゃないかって言ったらちょっと言い過ぎかしらんけど。
事務局	当然、遊休農地の解消っていうのは農業委員会の大きな目標だと思ってます。ですので、当然農業委員さん各個人が日ごろから何かしら活動していただいてと思います。それに向けて、来年度というか、次の時期はもう考えないといけんと思いますけども、具体的に何かしら遊休農地の削減というのに向けて具体的な活動をしていくべきなのかなという気はしているんですけども。
6番	それが当たり前のことかと思っと思ったんだけど。何かこういう2年、3年過ぎてしまって。推進委員さんと農業委員会との話し合いとか、そういった具体的な話し合いとかってことがないし、こんなもんでいいかなと思

って。何か農業委員会というものを肩に背負っているんだから、物すごい苦しかった。

とにかく令和２年度の目標及び活動計画が出てますので、新しい農業委員さんで会長含めて計画してもらいたい。

議 長

皆さんの活動された経過が今この中に出てるんですけども、それぞれで活動していただいて遊休農地が減ってる。それは言いましたように全部農地として復元されたんじゃないくて、B判定農地になったのもやっぱりそれはそれで遊休農地の解消になったんで。

本題をちゃんと言っていたきたいんですけど。

6 番

何か目標もあったんだなと思って。目標があったけど、いろいろ目標がありますが、それに対する目標をしっかり上げながら何かそれに対して我々が検討したり努力したりっていうようなことがあったのかなと思って。

議 長

毎月やってるはずなんですけどね。

6 番

やっとなるわけですね。はい、結構です。

議 長

何かそれに関して皆さんのほうからご意見がありましたら。それこそ今後の活動について、またお話し合いができればというふうに思いますけれども。

そのほかにこの令和元年度の結果とそれからことしの令和２年度の活動方針について、ほかにご意見ございませんでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長

では、ないようですので、第４号議案の採決のほうに入らせていただきます。

「農業委員会活動の点検・評価及び活動計画の決定について」、同意していただけますでしょうか。同意していただきます方の挙手をお願いします。

(多数挙手)

議 長

ありがとうございました。賛成多数で可決されましたので、よろしくお願ひします。

予定されておりました議案のほうは以上でございます。

議 長	その他のほうに入らせていただきます。
事務局	①緑の羽根募金について ②地籍調査事業について ③岩美町農業委員会総会等における主な検討、決議事項と次期農業委員会への引継事項について ④次期岩美町農業委員会の体制に向けたスケジュール（案）について
議 長	では、来月の総会を7月10日、3時からでどうでしょうか。 (異議なし)
議 長	これできょうの議題を終わらせていただきまして、総会を終わらせていただきます。ありがとうございました。